議事日程第 7 号

平成26年(2014年)招集大阪狭山市議会定例会6月定例月議会議事日程 平成26年(2014年)招集大阪狭山市議会定例会6月定例月議会議事日程 平成26年(2014年) 6月2日午前9時30分開議 議会期間(平成26年6月2日から同月24日まで23日間)

日程第 1	発議第12号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第35号	公平委員会の委員の選任について
日程第 3	議案第36号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 4	議案第37号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 5	議案第38号	大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する
		条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第39号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第40号	大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第 8	議案第41号	社会教育委員条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第42号	大阪狭山市公共下水道東野中継ポンプ場の改築工事
		委託に関する基本協定の締結について
日程第10	議案第43号	平成26年度(2014年)大阪狭山市一般会計補正予算
		(第4号) について
日程第11	報告第 1 号	平成25年度(2013年)大阪狭山市一般会計予算繰越
		明許費繰越計算書の報告について
日程第12	報告第 2 号	平成25年度(2013年)大阪狭山市池尻財産区特別会
		計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第13	報告第 3 号	平成26年度(2014年)公益財団法人大阪狭山市文化
		振興事業団の事業計画及び予算の報告について

発議第12号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市議会議長 西 尾 浩 次

記

1番 小原一浩

15番 北村栄司

議案第35号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

住所 大阪府大阪狭山市大野台一丁目20番3号

氏名 太田忠義

昭和7年7月18日生

議案第36号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

住所 大阪府大阪狭山市大野台一丁目19番4号

氏名 箔 本 康 博

昭和23年10月18日生

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産 区管理会の設置等に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第4号)第3条第1項の 規定により、議会の同意を求める。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

住所 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2349番地の3

氏名 岡 田 誠 次昭和15年1月6日生

住所 大阪府大阪狭山市東池尻二丁目1061番地

氏名 杉 本 廣 和 昭和12年3月25日生 住所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目28番7号

 氏名
 鳥
 山
 政
 司

 昭和11年12月4日生

住所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目23番16号

氏名 中 島 隆 富 昭和46年5月9日生

住所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目10番17号

氏名 溝 端 康 典 昭和33年1月26日生

住所 大阪府大阪狭山市東池尻三丁目2538番地の2

氏名 山 村 歳 幸 昭和29年12月12日生

住所 大阪府大阪狭山市東池尻五丁目1307番地の1

氏名 山 村 正 則 昭和20年2月20日生 大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例(昭和40年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この章において「外国法人」という。)に対するこの章の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。

第18条の3中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第18条の4中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

第28条の7第2項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について、」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第28条の9第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第9条の2の規定を適用することができる。

第28条の9第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第30条の3を第30条の10とし、第30条の2を第30条の9とし、第30条 の次に次の7条を加える。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第30条の2 法第348条第2項第3号の土地又は家屋について同項本文の規定の 適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については 第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地又は家屋が神社、寺 院又は教会の所有に属しないものである場合においては当該土地又は家屋を当該神 社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に 提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 神社、寺院又は教会の設立及び境内地又は構内地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 宗教法人の用に供し始めた時期
- 第30条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産につ いて同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2 号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号 に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しく は私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人 若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、 医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第 49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一 般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人を いう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人 (非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康 福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合 若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、 助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、 公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しく は公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条 第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研 究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しな いものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料 で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

- (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期
- (5) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期
- 第30条の4 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。
 - (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区 域変更の年月日
 - (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期
 - (5) 償却資産の所在、種類、数量及びその用途
 - (6) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期
- 第30条の5 法第348条第2項第11号の3及び第11号の4の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期
- 第30条の6 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定 の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及 び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書 を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法 人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無 料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。
 - (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
 - (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
 - (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)
- 第30条の7 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第30条の8 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる 固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に対し固定資産税 を課する。

第41条の3中「軽自動車等」の次に「(第45条第1項に規定する申告書が提出 されているものを除く。)」を加える。

第42条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中

「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

- 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- 3輪のもの 年額 3,900円
- 4輪以上のもの

乗用のもの 自家用 年額 10,800円 営業用 年額 6,900円

貨物用のもの 自家用 年額 5,000円 営業用 年額 3,800円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 5,900円

第42条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第45条中「施行規則第33号の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に、「施行規則第33号の3様式」を「施行規則第33号の5様式」に改める。

附則第1条の3中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第3条から第3条の3までを次のように改める。

第3条から第3条の3まで 削除

附則第5条の2中「第30条の2」を「第30条の9」に改める。

附則第5条の3を次のように改める。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第5条の3 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の1とする。

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1 とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1 とする。
- 4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の4中「第30条の2」を「第30条の9」に改める。

附則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第42条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条第2号ア	3,900円	4,600円
	10,800円	12,900円
	6,900円	8,200円
	5,000円	6,000円
	3,800円	4,500円

附則第23条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。 附則第26条第1項中「第17条及び第18条の2」を「第17条第1項及び第2 項並びに第18条の2」に改める。

附則第26条の2第2項中「「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」」を「「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」」に改める。

附則第26条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出

し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第28条から第29条までを削り、附則第30条を附則第28条とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第18条の3の改正規定 平成26年10月1日
 - (2) 附則第1条の3及び附則第26条の3第2項の改正規定、附則第28条から附 則第29条までを削る改正規定並びに附則第30条を附則第28条とする改正規 定 平成27年1月1日
 - (3) 第42条の改正規定 平成27年4月1日
 - (4) 第15条、第28条の7、第28条の9第1項及び附則第17条の改正規定 平成28年4月1日
 - (5) 附則第26条及び第26条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
 - (6) 第30条の4及び第30条の7の規定 子ども・子育て支援法(平成24年法 律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大阪狭山市市税条例(以下「新条例」 という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個 人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお 従前の例による。
- 2 新条例附則第1条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第26条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市 民税について適用する。
- 4 新条例附則第26条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税 について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に

よる。

- 5 新条例附則第26条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市 民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成 28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する 連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法 人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお 従前の例による。
- 7 新条例第18条の3の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固 定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第5条の3第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地 方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正 後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条 第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分 の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第5条の3第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新 法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年 度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第5条の3第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新 法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年 度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第5条の3第4項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新 法附則第15条第38項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度 分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第42条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について 適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 第5条 新条例附則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第17条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第42条及び新条例附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第42条第2号ア	3,900円	3, 100円
	10,800円	7,200円
	6,900円	5,500円
	5,000円	4,000円
	3,800円	3,000円
新条例附則第17条の表	第42条	この条の規定により読み
以外の部分		替えて適用される第42
		条
新条例附則第17条の表	第42条第2号ア	この条の規定により読み
第42条第2号アの項		替えて適用される第42
		条第2号ア
	3,900円	3, 100円
	10,800円	7,200円
	6,900円	5,500円
	5,000円	4,000円
	3,800円	3,000円

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例に ついて

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪狭山市火災予防条例(昭和37年大阪狭山市条例第8号)の一部を次のように 改正する。

「第5章 避難管理 目次中「第5章 避難管理(第35条-第42の2条)」を 第5章の2 屋外催

(第35条-第42条の2)

に改める。

しに係る防火管理(第42条の3・第42条の4)」

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して 使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

- 第42条の3 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。
- 2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。
- 3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたとき

は、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに) 前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。
 - 第45条中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改め、同条に次の1号を加える。 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う 露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)
 - 第49条中第4号を第5号に改め、第3号の次に次の1号を加える。

第42条の4第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第50条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理 人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑 者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から 起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後 の大阪狭山市火災予防条例第42条の3及び第42条の4の規定は適用しない。

議案第41号

社会教育委員条例の一部を改正する条例について

社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成26年(2014年)6月2日提出

社会教育委員条例の一部を改正する条例

社会教育委員条例(昭和28年大阪狭山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定数及び委員の構成)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験のある者

第8条の見出しを「(委任)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に社会教育委員である者は、この条例による改正後の社会教育委員条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる社会教育委員の任期は、この条例による改正前の社会教育委員条例の規定による任期の残任期間とする。

大阪狭山市公共下水道東野中継ポンプ場の改築 工事委託に関する基本協定の締結について

下記のとおり基本協定を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大阪狭山市条例第12号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年(2014年)6月2日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

- 1 協定の目的 大阪狭山市公共下水道東野中継ポンプ場の改築工事委託
- 2 協定の金額 ¥460,100,000-
- 3 協定の期間 平成26年度から平成28年度まで
- 4 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号地方共同法人 日本下水道事業団理事長 谷 戸 善 彦

議案第43号

平成26年度(2014年)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成26年度(2014年)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

平成26年(2014年)6月2日提出

報告第 1 号

平成25年度(2013年) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成26年(2014年)6月2日提出

平成25年度(2013年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

訳	一蛇甲酒	MX KI WIN	Э, 749, 000	13, 750, 000	38, 000
长	財源	その他	田	13, 750, 000 13, 750, 000	70
颁	奉	地方債	Œ		88, 600, 000
五	未収入特		臣 .		20, 553, 000 8:
6	*	原国・府支	Æ		20, 553
左	毛 収 ノ	非定财			
	翌年度繰越額 既 収 入 未 収	\ \ \ \	3, 749, 000	27, 500, 000 27, 500, 000	109, 191, 000 109, 191, 000
	金 額		Э, 749, 000	27, 500, 000	109, 191, 000
	事 業 名		災害対策管理事業	ため池等維持管理事業	小学校整備事業
	通		1. 総務管理費	1. 農業費	2. 小学校費
鬞			2. 総務費	5. 農林水産業費	9. 教育費

報告第 2 号

平成25年度(2013年)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成26年(2014年)6月2日提出

平成25年度(2013年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	一般財源		E	6, 250, 000
七	財源	その他	E	
旗	幹 定	地方債	E	
財	X		Æ	
0	未収	国・府支出金		
左	无 收 入	定財源	H.	
翌年度繰越額 [班]		EC.	6, 250, 000	
	金 額		旺	6, 250, 000
事業名			一般管理事業	
通				1. 総務管理費
檪			1. 総務費	

報告第 3 号

平成26年度(2014年)公益財団法人大阪狭山市 文化振興事業団の事業計画及び予算の報告につ いて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成26年度(2014年)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

平成26年(2014年)6月2日提出